

西淀工場

余剰電力売却契約書

大阪広域環境施設組合

(余剰電力の売却及び供給)

- 第1条 大阪広域環境施設組合（以下「甲」という。）は、甲の西淀工場（以下「西淀工場」という。）に設置する発電設備（以下「発電設備」という。）における発電電力のうち、甲及び大阪市が消費する電力を除いた電力に余剰がある場合、その電力（以下「供給電力」という。）の一部又は全部を自己託送（自家用発電設備を設置する者が、当該発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電網を介して、当該発電設備と別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービス）の用に供する電力（以下「自己託送送電電力」という。）として、大阪市の各需要施設（以下「各需要施設」という。）が使用する自己託送電力に活用する。
- 2 甲は、供給電力のうち自己託送送電電力を除いた電力に余剰がある場合、その電力（以下「余剰電力」という。）を売却期間中、買受者（以下「乙」という。）に全量売却する。
- 3 契約単価には、第4項に規定する非化石電源価値を含むものとする。なお、第13条第6項に規定する場合を除き、実際の余剰電力の売却量等にかかわらず、契約単価は変更しない。
- 4 甲は、余剰電力に係る非化石エネルギー源に由来する非化石電源としての価値（以下「非化石電源価値」という。）について、本契約により乙に売却される余剰電力に併せて、当該余剰電力に係るものを相対取引により乙に売却する。
- 5 第11条に規定する売却期間内に生じる余剰電力の量（以下「余剰電力量」という。）が、その予定電力量に比べて増減があった場合でも、甲は乙に余剰電力量の全量を売却するものとし、余剰電力量に係る非化石電源価値も同様とする。なお、その増減で発生した費用については乙の負担とする。
- 6 甲の発電設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）附則第3条により廃止された、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法における新エネルギー等発電設備として経済産業大臣の認定を受けたものである。

(環境に係わる付加価値の帰属)

- 第2条 甲及び乙は、売却する非化石電源価値に相当する非F I T非化石証書（余剰電力が持つ非化石エネルギー源に由来する非化石電源としての価値を取引可能にするため、当該価値を有することを証するものをいう。以下同じ。）の取引を円滑に行うために相互に協力し、当該取引に係る必要な手続を遅延なく行わなければならない。
- 2 前項の手続に必要な費用については、甲が必要とする場合は甲が負担し、乙が必要とする場合は、乙の負担とする。
- 3 第1項の必要な手続が全て完了した場合、当該手続を完了した非F I T非化石証書は、相対取引により甲から乙にその所有権が移転されるものとする。

(電力売却及び供給上の協力)

- 第3条 甲及び乙は、この契約に係る電力の売却及び供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常に保つ等、相互に協力するとともに、第三者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合は、各々必要な措置を講ずるものとする。
- 2 甲は乙から供給電力送電計画（以下「送電計画」という。）の提供について要求があった場合、甲の指定する様式を基本とする送電計画を乙に提供するものとする。ただし、甲が提供する送電

計画については、年間計画及び週間計画とし、週間計画にあつては、2週間分の供給電力の量（以下「供給電力量」という。）（各日1時間単位）の予定を提供するものとする。

- 3 供給電力量が送電計画と大きく相違する事態が生じた場合、又は生じるおそれがあると認める場合は、甲は乙に対しその旨を通知するものとする。
- 4 甲は送電計画に記載された内容に拘束されるものではなく、いかなる義務を負うものではないものとする。
- 5 甲は、供給電力等の安定に努力するものとする。

#### （一般送配電事業者との契約）

第4条 本契約を履行するため、別途一般送配電事業者との契約が必要となる場合は、甲は甲の責任と負担で、乙は乙の責任と負担で、各々が適切な内容の契約を遅延なく締結するものとする。

- 2 甲は発電事業者として、本契約の履行に必要な範囲で一般送配電事業者の定める各種約款（以下「約款等」という。）を遵守するものとする。
- 3 一般送配電事業者に対する接続検討の必要が生じた場合は、甲が申込み等を行うものとする。
- 4 乙が一般送配電事業者と本契約の履行に必要な契約を締結する際に、接続検討回答書等の甲が所有する書類が必要となる場合は、甲は本契約の契約期間に限り、必要な範囲内で乙が使用することを認めるものとする。
- 5 約款等に基づき、本契約の履行に必要な範囲で一般送配電事業者による設備工事等に係る費用負担が生じた場合は甲が負担するものとし、乙による設備工事等に係る費用は乙が負担するものとする。
- 6 乙は、計画値同時同量制度に基づく計画値と実績値の差異（以下「インバランス」という。）に要する費用（以下「インバランス料金」という。）を第5条第1項及び第2項に規定する代行者及び同条第3項に規定する発電契約者として負担し、一般送配電事業者との精算を行う。なお、インバランス料金の精算に伴い発生する費用について、甲は負担しないものとする。
- 7 乙は、甲が自己託送の利用にあたり、一般送配電事業者の送配電網の使用に係る料金（以下「託送料金」という。）を第5条第2項に規定する代行者として負担する。

#### （発電量調整供給契約等）

第5条 甲は、自己託送を利用する範囲で必要となる発電契約者になるが、乙は当該発電契約者が行う全ての業務を甲に代わる代行者として行う。なお、発電契約者とは、計画値同時同量制度における一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者をいう。

- 2 甲は、自己託送を利用する範囲で必要となる契約者になるが、乙は当該契約者が行う全ての業務を甲に代わる代行者として行う。なお、契約者とは、計画値同時同量制度における一般送配電事業者と接続供給契約等を締結する者をいう。
- 3 乙は、第1項に規定する範囲を除く発電契約者として、甲の発電設備を含む特例発電バランシンググループ等必要な発電バランシンググループを形成し、乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。

#### （系統連系受電契約）

第6条 甲は、約款等に規定される系統連系受電契約の契約要件を満たすものとし、乙は発電量調

整供給契約の契約要件を満たすものとする。

- 2 乙は、甲と本契約を締結することで、一般送配電事業者を代理して系統連系受電契約を甲と締結しているものとみなすことにより、前項の乙の要件を満たすものとする。
- 3 乙は、実際の余剰電力量に応じて甲に課される系統連系受電サービス料金（発電側課金）、同時最大受電電力の超過によって生じる契約超過金及び第6項に規定する延滞利息（以下「これらを単に発電側課金等」という。）の内容について一般送配電事業者から受領後速やかに甲に通知すると共にその料金を請求する。なお、請求に際し、発電側課金等の処理は第4項と同様とする。
- 4 甲は、発電側課金等について、第13条第1項に規定する余剰電力料金との相殺処理を原則行うことなく、その全額をその都度乙に支払うこととし、乙は甲から支払われた発電側課金等について一般送配電事業者を支払うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて、払い込み等により甲から同事業者へ直接支払うものとする。
  - (1) 甲が乙へ発電側課金等を第5項の支払期日までに支払わなかった場合
  - (2) その他一般送配電事業者が必要と認めた場合
- 5 甲は、約款等に規定される検針日の翌日から起算して30日以内（金融機関の休業日の場合はその翌日）を支払期日として乙が指定する口座に振り込むものとし乙は、当該支払期日の翌日から起算して10日以内に一般送配電事業者へ支払うものとする。なお、振込手数料については、振込を行う者がそれぞれで負担するものとする。
- 6 甲は、前項の支払期日から遅延した場合において、約款等に基づき算定される延滞利息を負担する。ただし、支払期日からの遅延が乙の責めに帰すべき理由の場合、延滞利息は乙が負担する。

（各種計画の提出）

第7条 乙は第5条に規定する発電契約者、契約者及び代行者として、計画値同時同量制度における各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。ただし、電気事業法第29条に基づく供給計画については、甲が電力広域的運営推進機関に提出するものとする。

（供給電力等供給の中止又は制限）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、供給電力等の供給を中止し、又は制限できるものとする。

- (1) 一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により、甲が供給電力等を供給できない場合
- (2) 甲の施設の事故又は運営上の都合による場合
- (3) その他保安上の必要がある場合

（供給電力等受電の中止又は制限）

第9条 乙は、一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により供給電力等を受電できない場合、供給電力等の受電を中止し、又は制限できるものとする。

（契約期間）

第10条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和10年2月29日までとする。

(売却期間)

第 11 条 本契約による余剰電力及び非化石電源価値の売却期間（以下「売却期間」という。）は、令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 10 年 2 月 29 日 24 時までとする。

(供給電力量等の計量、検針及び算定)

第 12 条 供給電力量の計量は、西淀工場に設置されている一般送配電事業者の取引用電力量計を介して行うものとする。

2 余剰電力量及び自己託送送電電力の量（以下「自己託送送電電力量」という。）は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、供給電力量と同一の地点を基準に仕分（算定）される。

3 一般送配電事業者の取引用電力量計とは別に、乙独自の計量装置、通信設備等の設置を希望する場合は、乙はその旨を書面にて申請することとし、甲の書面による承認の下、乙の責任でこれを行うものとする。なお、設置場所及び電源については、甲は無償で提供するものとする。

4 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の供給電力量等について、その都度甲、乙及び大阪市が協議して決定するものとする。

5 第 1 項の取引用電力量計の検針は、毎月末日の 24 時に一般送配電事業者が行うものとし、甲及び乙はその結果について、互いに確認するものとする。

(料金の算定及びその支払い)

第 13 条 乙は毎月、甲から得た余剰電力量及び余剰電力量に係る非化石電源価値の料金（以下「電力量料金」という。）及び第 3 項に規定する調整金の合計金額（以下「余剰電力料金」という。）を甲に支払うものとする。

2 電力量料金は、前条第 2 項によって算定された余剰電力量に契約単価（本契約書の別紙に定めた余剰電力量の電力量料金単価）を乗じて得た金額（1 円単位まで有効とし、1 円未満は切り捨てる）とする。

3 調整金は、供給電力量に甲が所有する他の焼却工場の余剰電力売却契約における契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額）の合計に当該契約の予定売却電力量の合計を除して算定される加重平均単価（以下「基準単価」という。）を乗じて算出される基準料金（1 円単位まで有効とし、1 円未満は切り捨てる）から前項の電力量料金を減じて得た金額とし、各月で算定する。なお、基準単価算出に使用する契約金額及び予定売却電力量は、当該工場における売却期間のうちの各年度に相当する契約金額及び数量を適用することとし、毎年度甲により算出する。

4 前項に基づき算出された調整金が、負になる場合当該月の調整金は零値とする。

5 甲は、各年度で使用する基準単価を算定後速やかに乙及び大阪市に通知する。ただし、基準単価の算定が第 3 項に規定する方法により難しい場合は、甲と大阪市協議の上で基準単価を決定する。

6 法令等の改正により、契約単価及び基準単価（以下これらを単に「各種単価」という。）に係る消費税率及び地方消費税率（以下これらを単に「消費税率」という。）の変更があった場合は、当該変更後の期間に適用する各種単価は、次の計算式で算定される数値（小数点以下第 3 位を四捨五入した数値）とする。

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| $(\text{本契約書に基づく各種単価} / 110) \times (100 + 100 \times \text{変更後の消費税率})$ |
|-------------------------------------------------------------------------|

- 7 甲は、第1項により算定された月ごとの余剰電力料金をその月の翌月 20 日までに乙に請求し、乙は同月中に甲に支払うものとする。ただし、乙がその月の余剰電力料金に係る請求書をその月の翌月 21 日以後に受領した場合は、当該請求書を受領した日の翌日から 10 日以内に支払うものとする。
- 8 乙は、前項の規定による支払いを所定の期日までに行わない場合は、次の各号に掲げる書類を甲に提出するとともに、大阪広域環境施設組合財産条例（平成 27 年大阪広域環境施設組合条例第 43 号）第 22 条において準用される同条例第 10 条第 1 項の規定により計算した延滞損害金を甲に支払わなければならない。
- (1) 支払い遅延理由書
  - (2) 支払い計画書
  - (3) その他甲が必要と判断する書類
- 9 なお、支払日が銀行法第 15 条第 1 項に規定する銀行の休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、翌日に支払うものとする。また、翌日が休日に該当する場合は、さらに翌日に支払うものとする。
- 10 甲は、乙の求めに応じ、甲が発行する請求書を消費税法第 57 条の 4 第 1 項に規定される適格請求書に相当するものに適用させるものとする。

（再エネ特措法等における書類の提出について）

第 14 条 甲は、再エネ特措法等に関する書類を必要に応じて乙に提出するものとする。

（記録）

第 15 条 甲、乙は、余剰電力の売却又は購入並びに余剰電力等の供給に関する電力量等を記録し、相手方から要求のあった場合は、その写しを提供するものとする。

（契約不適合責任）

第 16 条 甲は、民法第 562 条第 1 項本文、第 563 条第 1 項及び同第 2 項、第 564 条及び第 565 条の規定にかかわらず、売却品の種類、品質又は数量に関し、一切の担保責任を負わない。ただし、甲が知りながら通知しなかった事実については、この限りでない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償金）

第 17 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額）の 100 分の 20 に相当する額を、甲の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 乙が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

- (2) この契約について、確定した排除措置命令等（乙以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 乙又は乙の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、乙がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は乙若しくは乙の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により甲が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、甲は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求するものとする。

（甲の契約解除権）

- 第18条 甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 甲は、本契約締結後、電気事業法第二十七条の三十三第1項に規定される許可（特定供給の許可）を受けるために必要な申請手続きを遅延なく行うが、契約締結後60日以内に認可されなかった場合は、この契約を解除することができるものとする。
- 3 乙が大阪市と締結する電力供給契約が解除された場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。
- 4 甲は、乙が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき
  - (2) 契約履行の着手を遅延したとき
  - (3) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき
  - (4) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨げたとき
  - (5) 本契約に定める甲への支払いを怠るとき
  - (6) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
  - (7) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき
  - (8) やむを得ない理由により、乙より契約解除の申し出があったとき
  - (9) 本契約の承継について、甲が承認しかねるとき
  - (10) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき
- 5 前項の規定は、乙の責による事由により履行不能となった場合について、これを準用する。
- 6 本条の契約解除は、第13条第8項に規定する延滞損害金の徴収を妨げないものとする。
- 7 契約解除の時点については、本条第1項に基づく場合は甲乙協議のうえ、第2項から5項に基づく場合は甲の指示による。

(乙の契約解除権)

第 19 条 乙は甲が契約を履行しないとき、全部又は一部の契約解除を請求することができるものとする。

2 乙は、甲が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 本契約における余剰電力の売却又は供給を行い得ないと認められるとき

(2) 前号のほか、甲がこの契約に違反し、乙がその是正を求めるも、甲がその是正のための措置を講じようとしなないとき

(損害賠償)

第 20 条 甲又は乙は、第 8 条又は第 9 条に定める場合を除き、この供給電力の供給に伴い相手方、一般送配電事業者又は第三者に対し、損害を生ぜしめた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとする。

2 第 18 条の規定に基づき、この契約を解除する場合、乙は甲に対し、解約により生じた甲の損害を賠償するものとする。ただし、第 18 条第 2 項および第 3 項に規定する電力供給契約の解除が乙の責めによらない場合を除く。

3 第 19 条の規定に基づき、この契約を解除する場合、甲は乙に対し、解約により生じた乙の損害を賠償するものとする。

(契約の変更)

第 21 条 この契約に定める事項について変更する必要がある場合は、甲、乙協議の上、これを行うことができるものとする。

(権利譲渡等の制限)

第 22 条 乙は、この契約により生ずる権利義務を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約の承継)

第 23 条 甲又は乙が第三者と合併し、又は自己の事業の全体若しくはこの契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、この契約に定める諸条件をその後継者に承継せしめ、かつ相手方に対して後継者による義務の履行を保証するものとする。

2 前項に関し、第三者に譲渡するときは、甲及び乙は事前に協議を行うものとする。

(守秘義務)

第 24 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後、又はこの契約の解約後においても同様とする。ただし、法令その他所定の手続きにより開示する場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第 25 条 乙は、この契約の締結に当たり、次の各号に掲げるいずれかの方法により保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、一般競争入札においては単価契約金額に売却期間中の予定数量を乗じた額の 10 分の 1 以上の額、指名競争入札又は随意契約においては 100 分の 5 以上の額としなければならない。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、直ちに、その保証を証するものを甲に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、甲がその必要がないと認めたときは、乙は、同項に掲げる保証を付することを要しない。

5 第 1 項の規定により契約保証金の納付が行われているときは、第 27 条第 1 項に規定する場合（同条第 2 項によりみなされた場合を含む。）を除き、甲は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき乙が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(契約保証金の還付)

第 26 条 甲は、乙が本契約の履行を完了したときは、乙の請求に基づき、速やかに契約保証金を還付するものとする。

(契約が解除された場合等の契約保証金の帰属)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(1) 第 18 条の規定によりこの契約の解除があった場合（乙の責に帰することができない事由による場合を除く。）

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(暴力団等の排除に関する措置)

第 28 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支

店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であるとき

（2）暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

（3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき

（4）役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき

（6）役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第 1 号から前各号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額。）の 100 分の 20 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで、民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。）の割合で計算した利息を付す。

（誓約書の提出）

第 29 条 乙は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年 12 月制定）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

（遵守事項）

第 30 条 乙は、この契約に明記されていない事項であっても本契約上当然必要な事項については、甲の指示に従うものとする

（その他の事項）

第 31 条 本契約条項及び仕様書に定めのない事項については、大阪広域環境施設組合契約規則（平成 26 年大阪広域環境施設組合規則第 7 号）及び大阪広域環境施設組合会計規則（平成 26 年大阪広域環境施設組合規則第 73 号）に従うものとし、その他は、甲、乙協議して定めるものとする。

## 契約単価一覧

1. 余剰電力の売却電力量（余剰電力量）の契約単価は、次のとおりとする。

| 電力量料金単価（円/kWh）<br>（消費税等相当額含む） | 円 銭 |
|-------------------------------|-----|
|-------------------------------|-----|

※電力量料金単価には非化石電源価値を含むものとする。